

食安発0804第1号

平成23年8月4日

〔 別記 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

原乳の出荷制限解除後の出荷管理について

これまで貴県から原子力災害対策本部長あてに提出された原乳に係る出荷制限の解除申請の「解除後の検査計画及び出荷管理」において、乳業工場が原乳を全て処理できない場合、県が指示する乳業工場へ出荷する、乳業工場が当該地域の原乳を使用し脱脂粉乳を製造する場合、出荷する前に検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する、こととされています。

つきましては、貴県におかれては、解除後の原乳から脱脂粉乳を製造した場合の全ての検査結果等の管理状況について速やかに報告されるようお願いいたします。また、脱脂粉乳の放射性物質に係る検査の結果については適切に公表されるようお願いいたします。

(別記)

福島県知事

茨城県知事